

夫れ國民の富と生産するものは労働者なり。

10.1.17
文
勞働者無くんば何の工業、何の農業、何の商業か良く繁榮するを得ん。更に諸種の社會的文化の支持者も亦労働者階級に在り。古代より人類の文化は背後に物質的労働を提供する多數労働者の存するに依りて生長し發達したり。現代日本文化の眞正の支持者も亦吾人労働者階級に外ならざる也。

凡て社會の爲に勤労を捧ぐる人は何人と誰も其正當の報償を社會より與へられざるべからず。社會共存の大原則たり。然らば労働て人社會勤労に服する吾人の地位は果たして正當にして何等間然する所無きものなる乎。否、否。貧困と無智とは労働者と形影相離れざる友人なり。物質文明は吾人の労働の結實たりと雖も其利益は吾人の享受する處に非す。吾人は熱心に學問、宗教、藝術等の精神文明の光に浴せんと欲すと雖も、一生無智の間に終らざるべからざるを如何にせん。斯くの如きは古代より労働者階級の擔ひたる運命にして、また現に吾人の擔ひつゝある運命なり。

労働てふ貴重の社會的責務を遂行する吾人の地位が斯くの如く慘澹たるは何故なる乎。其第一の原因は吾人が労働者として當然享受すべき権利を自覺せざりしてことに在り。第二の原因は國家の法制が労働者の諸權利を認識すること不完全なりしに在り。吾人は速かに吾人の権利の上に目醒め、國家に向つて是が認識を要求するところ無かるべからず。

抑々労働者は四個の大権利を有す。第一に労働者は生存の権利を有す。これ正當なる社會的勤労に服する人の當然所有すべき権利にして最も基本的な社會的権利たり。第二に労働者は團結の権利を有す。社會上の地位低くおかれたる労働者は團結をなすに非らずんば自己の利益を擁護し幸福を増進する能はず。第三に労働者は同盟罷工の権利を有す。同盟罷工は雇主の横暴に對し労働者が萬策盡きたる後敢行する正當な防衛にして闘争を目的とするが如き危險の性質を有するものに非す。第四に労働者は參政・権利を有す。國家が人民全體に依りて組織せらるるものなる限り、労働者も亦選舉権を享有し自己の代表者を議會に送るの権利を有するは當然なり。以上の四権利は労働者の社會的經濟的進歩に必要缺くべからざるものなりと雖も我が國の労働者は未だ其何れの権利をも與へられ居らざる也。労働者は生産の器械に非ずして人間た

り。奴隸に非ずして自由の國民たり。日本は未開國に非ずして文明國たり。然るに吾人は實に

人間として、自由の國民として文明國人として當然享受すべき何れの権利をも享受せざる也。

想ふに労働者の權利の確立に對し一大障壁を成すものは實に治安警察法第十七條に在り。同法は體刑及罰金刑の嚴酷なる威嚇を以て直接には労働者の同盟罷工権を奪ひ間接には労働者の團結権を奪ふを目的とす。同盟罷工は労働者が

萬策盡きたる後に行ふ正當防衛たり。若し苛酷を驅使し工場の設備如何に不衛生なるも毫も之を改善するの意思無きが如き場合に於て労働者は同盟罷工に依らずして何に依りて自己の主張

を貫徹するを得んや。第十七條掲ぐる所の暴行脅迫の不法なるは言を俟たず。然れども誘惑煽動に至りては字義曖昧にして真正の解釋を得ること難し。労働者が自己階級の利益を擁護せんとする團結につきても亦然り。實に治安警察法は資本家を偏重し労働者を輕んずるに過ぐ。資本家は所謂温情の人のみに非す。私利のために

國家と社會とを忘れ労働者を器械視し奴隸視するもの果して無きか。頃者、第十七條の適用の大に寛容となれるを説く人ありと雖も誰か今日の解釋が果して明日の解釋たるを保證し得るものぞ。第十七條の存する限りに於て労働者は古代の奴隸の如く鐵鎖を以て緊縛せらるゝものなり。此法律の存する限り吾人は如何に工場主の酷薄なる待遇を蒙るも同盟罷工を行ふを得ず。

また團結を成すを得ず。團結を成すを得ずんば參政の権利を與へらるゝも眞に労働者代表の代議士を選出するを得ず。かくて吾人の生存権は微塵に打ち碎かるゝ也。

労働者が奴隸たる地位を脱却し正當なる社會的地位を要求するは人類に向上の念慮と進歩の精神との傍礴する限り亦已むを得ざるなり。吾人は國民の富の生産者にして日本文化の眞實の支持者なり。吾人は吾人の社會的勤労の報償として正當なる社會的地位を要求す。吾人は労働者の四大権利が國家の法制に依り完全に認識せらるゝことを要求す。而して其第一歩として治安警察法第十七條主文中、誘惑煽動に關する「又ハ」以下の字句の削除を議會に請願せんと欲す。吾人の正當防衛たる同盟罷工の法制的承認は全國全労働者の均しく希望する所にしてまた其社會的幸福を増進する唯一の鍵輪たり。

議

決

吾等労働者ハ労働組合ノ健全ナル發達ヲ沮害スル治安警察法第十七條主文「又ハ」以下ノ字句ノ削除ヲ要求ス

大正八年三月十日

友愛會本部